

「那覇市ハイサイ市民課窓口等業務委託」公募型プロポーザル募集要領

1 目的

民間の有する多様な専門性と柔軟性・ノウハウを活かし、質の高い市民サービスの提供と行政コストの節減を図るため、ハイサイ市民課窓口等の業務の一部を外部委託する。この目的を達成するために公募型プロポーザルを実施し、委託する企業を選定する。

2 委託する業務

- (1) 業務名 那覇市ハイサイ市民課窓口等業務委託
- (2) 業務内容 「那覇市ハイサイ市民課窓口等業務委託仕様書」(別添)のとおり

3 提案上限額及び期間

- (1) 提案上限額 927,904,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

年度別内訳	①令和 7 年度(11 月～3 月)	128,876,000 円
	②令和 8 年度	309,301,000 円
	③令和 9 年度	309,301,000 円
	④令和 10 年度(4 月～10 月)	180,426,000 円

※提案上限額の範囲で提案すること。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すための参考金額である。

※金額に係る消費税及び地方消費税の税率は 10%として算出すること。なお、受託期間中に税率の変更があった場合は市と協議のうえ調整を行うものとする。

- (2) 委託契約期間(予定) 令和 7 年 11 月 1 日～令和 10 年 10 月 31 日

※契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日までは、業務を履行するための準備及び引継ぎ期間とし、当該期間にかかる経費は受託者の負担とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たしていること。なお、複数の法人による連合体(以下、「連合体」という。)の場合は、構成する法人全部が以下の資格をすべて満たしていること。

- (1) 那覇市入札参加資格名簿に登録されているか又は那覇市内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 国税及び市町村税の滞納が無いこと。
- (3) 参加表明書の公募開始日から契約締結までの間において、本市の指名競争入札の指名停止の措置を受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (5) 経営の安定性の観点から以下に該当していないこと
- ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者であること
 - イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること
 - ウ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること
- (6) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (7) 受託期間中、プライバシーマーク等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認証等を取得している状態であること。
- (8) その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと

5 優先交渉権者決定までの流れ

プロポーザル審査は、以下のとおりとする。

(1) 一次審査(資格審査)

ハイサイ市民課窓口等業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)事務局において、参加資格を満たしているか審査をおこなう。一次審査により、参加資格を満たしていないことが判明した場合は、二次審査に進めないものとする。

審査結果は、参加希望者あてに文書にて通知する。

審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせ、審査結果に関する異議申立てには応じない。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

一次審査通過者に対し、二次審査を実施する。二次審査の実施概要は下記のとおりであり、詳細については、一次審査の結果通知によるものとする。

◇二次審査(プレゼンテーション)概要

日 時: 令和 7 年 7 月中旬予定

場 所: 那覇市役所本庁舎

※詳細な日程及び場所については、参加資格通知と同時に通知する。

参 加 者: 1 者あたり 4 名以内とする。(準備作業者等含める)

提案時間: プレゼンテーションは 1 者当たり 20 分以内、質疑応答 20 分以内とする。

機 材 等: 使用する機材のうちプロジェクター、接続ケーブル(HDMI)、スクリーンは本市で用意する。パソコンについては、提案者にて用意すること。

(3) 審査

ア 提案書の審査は、審査委員会で審査する。

イ 審査は、200 点満点とし、各委員の採点の合計が 200 点 × 委員の数の 6 割に満

たない場合は選外とする。審査委員は、評価基準書の項目ごとに採点し、合計点が高い順に順位をつける。

ウ 順位を第1位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者とし、順位を第1位とした委員の数が次に多い提案者を次点候補者とする。

エ 上記ウにおいて、順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第2位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者とし、次に多い提案者を次点候補者とする。

オ 上記エにおいて、順位を第2位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点が高い提案者を優先交渉権者とし、次に高い提案者を次点候補者とする。

カ 上記オにおいて、合計点が同じである場合は、審査委員で協議のうえ委員長が最終決定し、優先交渉権者と次点候補者を選定する。

(4) 審査結果の通知等

ア 全提案者に対し、電子メール又は書面により審査結果を通知する。

イ 審査点数等プロポーザルの審査詳細については、公表しない。

ウ 審査結果についての異議は受け付けない。

6 プロポーザル募集に係る質問書の提出方法等

(1) 提出方法 下記アドレスにメールにより質問すること。

c-simin001@city.naha.lg.jp

(2) 提出先 那覇市ハイサイ市民課 ☎098-867-0111(内線 2226)

(3) 提出期間 令和7年5月28日(水)～6月12日(木) 午後5時(必着)

(4) 回答方法 回答は、ホームページに掲載する。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を表明する場合は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 会社概要(様式2)

ウ 実績調書(様式3)

エ 役員等調書及び照会承諾書(那覇市暴力団排除条例関係)(様式4)

オ 誓約書(様式5)

カ 連合体構成員名簿※連合体のみ提出(様式6)

キ 連合体協定書※連合体のみ提出(様式7)

ク 定款及び登記事項証明書(提出日から3か月以内の発行)※写し可

ケ 市町村税及び国税(法人税、消費税)の納税証明書(直近年度)

コ 財務諸表(貸借対照表・損益計算書)※直近2年分

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限及び方法 令和7年6月30日(月)

持参又は郵送により提出期限内必着で提出すること。なお、持参による受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とする。

※ただし、土曜日・日曜日、祝日・休日を除く。

(4) 提出先 「12 問い合わせ(提出先)」のとおりに

8 提案書等について

本プロポーザルにおいて、参加資格確認通知書により参加資格を認められた場合は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書(様式8)

イ 雇用条件調書(様式9)

ウ 見積書(内訳書含む)(様式任意)

※別紙「那覇市ハイサイ市民課窓口等業務委託公募型プロポーザル提案書作成要領」を参照すること。

(2) 提出部数 正本5部・副本1部

(3) 提出期限及び提出方法 令和7年7月17日(木)

持参により、提出期限内に提出すること。なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とする。

※ただし、土曜日・日曜日、祝日・休日を除く。

※提案審査の順番は、提案書受付順の逆順とする。

(4) 提出先 「12 問い合わせ先(提出先)」のとおりに

9 その他

(1) プロポーザルの取扱い

ア 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された関係書類は、本プロポーザル選定以外には使用しない。

ウ 提出された関係書類の差替え、返却、再提出は認めないものとする。

(2) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格とする。

ア 虚偽の内容が記載されている場合

イ 審査結果に影響を与える工作を行なった場合

ウ 審査委員会の委員又はプロポーザル担当職員に対して、不正な接触の事実が認められた場合

エ 提案上限額を上回る金額の提案書を提出した場合

10 契約の締結等

- (1) プロポーザル終了後、優先交渉権者との協議が整い次第、契約の手続きを行う。
- (2) 優先交渉権者が契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点候補者を繰り上げて、契約の手続きを行う。
- (3) 提案者が 1 者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、優先交渉権者とし契約を行う。ただし、最低基準点を満たさない等、プロポーザルが不成立の場合は、再度公募する。
- (4) 本業務の委託契約は、那覇市契約規則によるものとする。

11 実施スケジュール(予定)

月 日	事 項	備 考
令和 7 年 5 月 28 日(水)	公募 質問受付開始	書類等 那覇市 HP よりダウンロード
6 月 12 日(木)	質問書受付締 切日	市 HP において回答掲載 最終回答は 6 月 19 日(木)
6 月 30 日(月)	参加表明書提 出締切日	郵送又は持参。 参加資格認定通知は 7 月 2 日(水)郵送予定
7 月 17 日(木)	提案書書類提 出締切日	持参すること ※午後 5 時必着
7 月中旬	審査(プレゼン テーション)	
8 月下旬～ 9 月上旬	協議、契約締結	

12 問い合わせ先(提出先)

那覇市市民文化部ハイサイ市民課 担当者 我那覇

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

☎098-867-0111(内線 2230) Fax 098-862-0384

E-mail: c-simin001@city.naha.lg.jp